

第81号議案 指定管理者の指定について

1. 選定の考え方

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の運営事業者として公募により選定された社会福祉法人福栄会について、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3.(2)、「品川区指定管理者制度活用に係る指針」3、および「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき、指定管理者としての適格性を事業計画書の内容、申請者の概要等により審議した。

2. 選考方法および経過

(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ① 福祉部長(委員長)
- ② 福祉部福祉計画課長
- ③ 福祉部高齢者地域支援課長
- ④ 子ども未来部保育支援課長
- ⑤ 企画部企画調整課長
- ⑥ 企画部施設整備課長

(2) 選考基準および厚生委員会報告(運営事業者の選定)資料

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄) | 別紙1 |
| ②品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄) | 別紙2 |
| ③福祉部公の施設の指定管理者候補者選定基準 | 別紙3 |

(3) 指定管理者候補者選定委員会の開催経過

選定委員会開催(平成30年8月20日開催)

選定候補者の概要および事業計画書等の内容を説明し、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定した。

(裏面に続く)

3. 選定結果

(1) 施設名称および指定管理者候補者

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設
社会福祉法人福栄会

(2) 指定期間

平成 31 年 3 月 1 日～平成 36 年 2 月 29 日

(3) 選定理由

社会福祉法人福栄会は品川区内で高齢者・障害者・児童等、多くの社会福祉施設を長年にわたり運営してきたノウハウを活かし、利用者の個別性へ配慮した運営や、地域や区との連携についても期待ができる。また、施設の適切な維持・管理、サービスを安定的に提供する物的・人的能力等を有し、指定管理者としての適格性が認められるため、同法人を指定管理者候補者として選定した。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（抄）

平成17年7月29日決定

平成19年3月23日決定

3 指定管理者の選定

(2)選定基準と選考基準

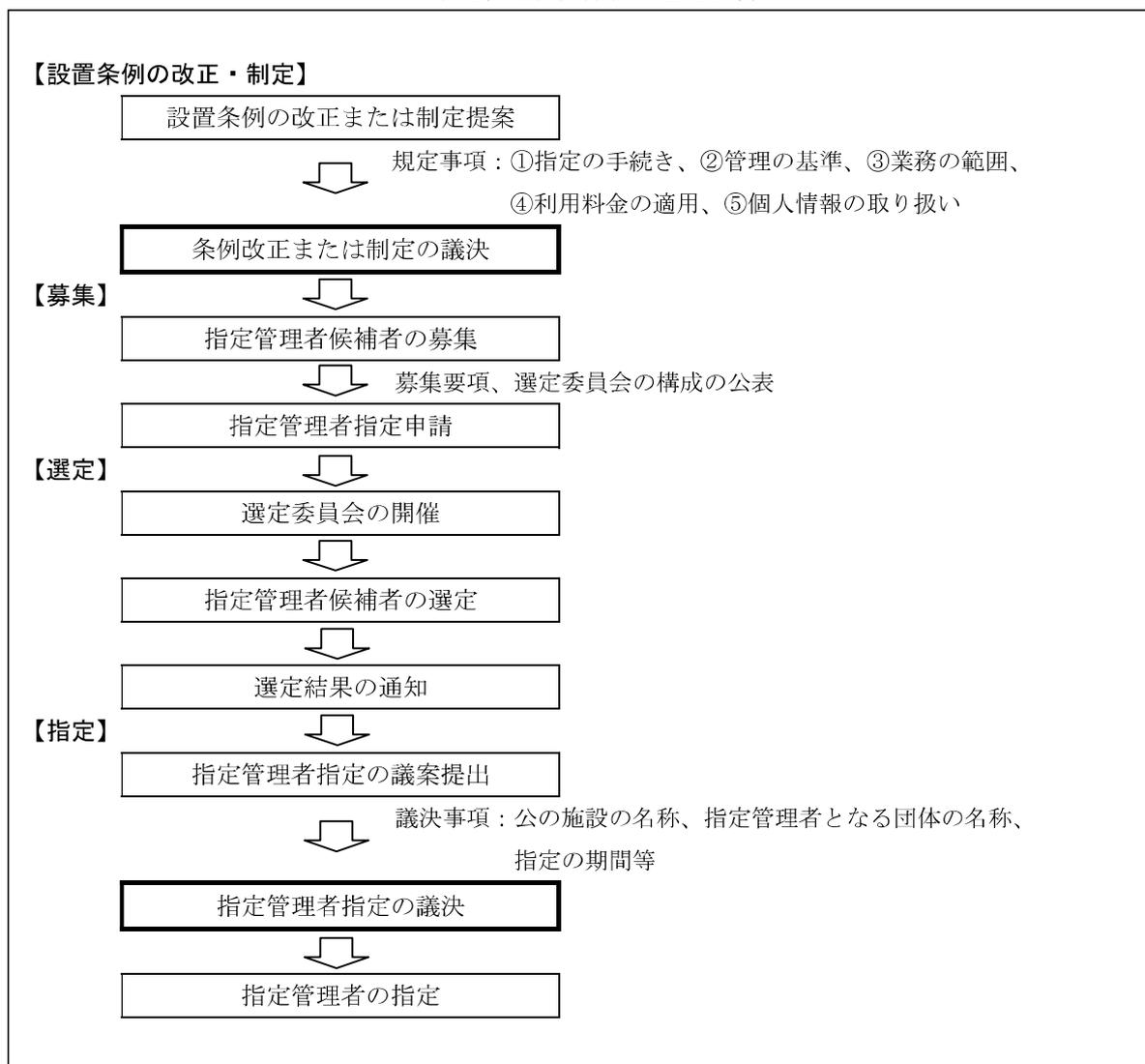
指定管理者候補者の選定は、条例に定める選定基準のもとに、施設に則した具体的な選定基準を定め、当該選考基準に基づき総合的な評価を行い、区にとって最適な事業者を選定するものとする。

なお、選定方法及び選考基準は募集要項等において事前に公表するものとする。

3 指定管理者候補者の選定手続きについて

指定管理者候補者の選定は、以下の手順に従って行うものとする。

指定管理者候補者の選定手順



(注) 新設の公の施設について設計段階で指定管理者を選定する必要がある場合、上記「設置条例の改正・制定」手続き以前に「募集」、「選定」、「指定」手続きを行う場合があることに留意すること。

福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準

◎通所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎入所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎住宅施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 入居にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。
(3) 入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設

1. 施設の概要

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設
(呼称：平塚ゆうゆうプラザ) |
| (2) 所在地 | 品川区平塚二丁目10番20号 |
| (3) 敷地面積 | 477.05 m ² |
| (4) 建築面積 | 260.89 m ² |
| (5) 延床面積 | 534.77 m ² |
| (6) 建物高さ | 9.953m |
| (7) 構造 | 地上2階、鉄骨造 |
| (8) 平面図 | 裏面のとおり |

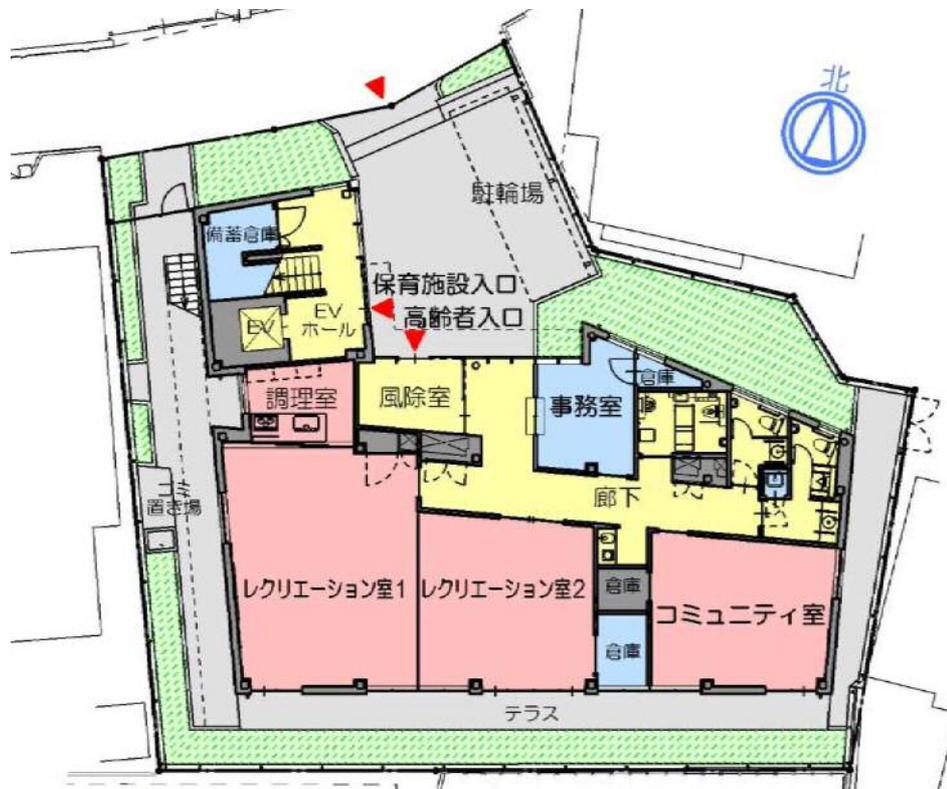
2. 実施事業

- (1) 高齢者の介護予防、健康維持・増進および生きがいづくりを支援する事業
- (2) 在宅子育て世帯支援事業（ポップンルーム事業、オアシスルーム事業）
- (3) 高齢者と子育て世代等、多世代の区民との交流を支援する事業

(裏面：平面図)

平塚高齢者多世代交流支援施設平面図

【1階】



【2階】

